ひとりひとりの市民の英知で
直接参加民主主義を広げよう。

緑と市民自治

発行人
福島浩彦＋市民グループ　我孫子市泉38-2-205 ☎(84)9998

手賀沼生かした街づくり

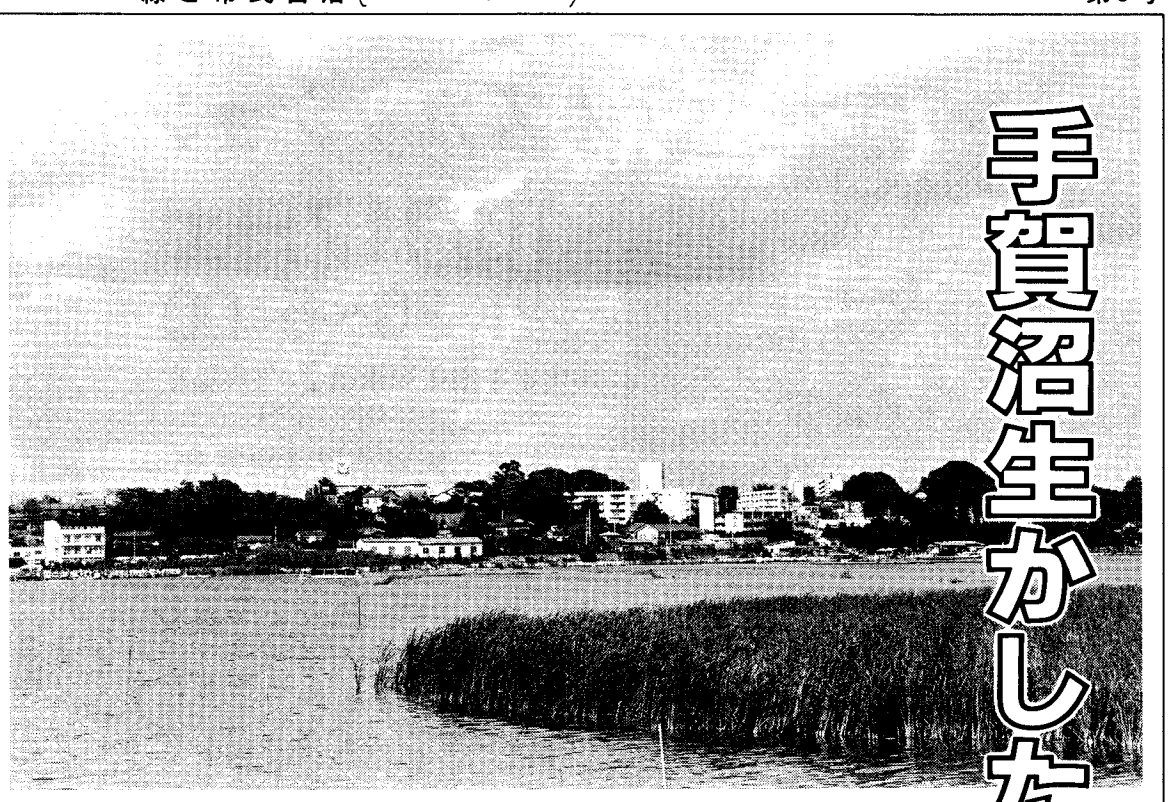

我孫子らしさを感じるものは「手賀沼などの水辺景観」と、87%の市民が答えています（'89年市民意識調査）。市の「基本構想」がめざす我孫子の姿も、〝手賀沼のほとり、やすらぎのまち〟です。しかし一方、現実に進められている都市づくりの施策一つ一つには、あまりこうした〈我孫子らしさ〉は意識されず、特徴のない規格品になっていないでしょうか。もう一度、手賀沼を生かした個性的な街づくりを考えてみたいと思います。

都市と手賀沼を結ぶ

市の玄関でもある我孫子駅前から手賀沼公園までを一体的に整備し、ユニークな街づくりを進めたいものです。地域全体を視野に入れた、バランスのよい施設の配置と予算の投入が必要です。

ところが現在、地域全体の構想がないまま、100億円近い駅前（貨物線跡地）の複合文化施設だけが突出し、一人歩きしています。

もっとトータルな街づくりに変えていきましょう。

仮設住宅跡地の利用と合わせ、手賀沼公園と中央公民館の再整備は大きなポイントです。（音楽ホールは手賀沼のほとりのほうが良かった！）

また、駅前と手賀沼を結ぶ公園通りは、都市計画道路の新設を前提に車を一方通行にして、広い歩道の確保とポケットパーク（緑地帯）の整備が望まれます。

水辺は自然のままに

人工的な親水空間の手賀沼公園周辺に対し、他の地域はできるだけ自然のままの手賀沼と、田園風景を残したいものです。

しかし実際には、貴重な斜面林が次々と失われたり、水辺の無秩序な開発が…。

市では今年度、〝我孫子らしさのあふれる景観の創造〟をめざして、「景観形成基本計画」を作成します。手賀沼周辺などについては、これをより強制力のある**「水辺の景観条例」**に発展させ、自然と景観の保全につなげていきたいと思います。

手賀沼再生の拠点

水質浄化をはじめ手賀沼再生に、行政と市民が共同で取りくむ拠点として、**手賀沼センター**の設置が必要です。

同センターは、研究室や図書室、ボランティア室、展示室、会議室、ホールなどを持ち、手賀沼の自然、歴史、生活の各分野について研究・研修を進めたり、資料の収集や情報提供を行います。浄化の市民運動の拠点ともなります。

同センターの計画は、すでに87年の「我孫子市第一次基本計画」の中で示されています。一日も早く同センターの設置を実現させましょう。

安心して歩けない手賀沼公園通り

より美しく見たい

菊池建一さん

（美術家）

私の構想の一つは、手賀沼公園前方の湖面に〈大噴水〉を作ること。手賀沼の雄大な自然―広々とした空に素敵なアクセントを与える。噴水には濾過装置を設ける。この手賀沼浄化のシンボルを21世紀の恋人達に贈りたい。

もう一つは、美しいつり橋。橋の上は、遊歩道の延長だ。

農家の人たちは青空市を開く。花火を見るメインロケーションにもなる。ガウディーのベンチで恋人たちが語らう。橋の下をヨットが行き交い、オレンジ色の夕日に鳥たちが舞う・・・。

手賀沼の美と大きさを演出するこの橋をロマンスブリッジテガと命名しよう。

スイスのレマン湖のほとりジュネーブと姉妹都市になるのも夢ではない。（寿）

情報公開

市の中間報告と市民の対案

弁護士や市民有志でつくる「情報公開とオンブズマン制度を考える会」（事務局・武田康弘さん）は9月11日、市のまとめた「情報公開制度に関する中間報告」に対する意見書を、市長宛に提出しました。

市は来年度に、条例の制定を行います。「考える会」では、条例案作成に市民の意見が充分取り入れられるよう働きかけ、市民の対案づくりも行っていく予定です。

＊　＊　＊

「考える会」の意見書の主な内容は、次の通りです。

1、情報公開の目的は「知る権利」の保障

「知る権利」は憲法の定める国民主権・参政権・表現の自由などから導かれるもの。この「知る権利」を具体化したものが情報公開条例。中間報告ではこの点があいまい。「知る権利」の保障を条例の目的として明記を。

2、市議会も情報公開条例の対象になる

市民に対して広く情報を公開していこうとするならば、議会も情報公開を実施する機関に含めるのは当然。議会の持つ情報も、市民にとって有意義だ。

3、誰でも情報公開の請求者になれる

情報公開を請求できる人の範囲を、中間報告では限定しようとしているが、「何人も」請求者になってよい。

今日、環境問題一つをとっても、市域を越えた情報の交流が求められている。「知る権利」の保障を、市民等、一定範囲の者に限定する理由はない。

4、公開の対象となる情報の範囲は広く

中間報告は、公開の対象となる情報の範囲について、磁気テープや録音テープを含めて広く定め、「決裁前」の文書も対象にしている。このことは、政策づくりの過程でのみ情報公開に大きな意義を持ち、評価できる。

5、非公開は例外であり最少限にとどめる

非公開事項に該当するものも、時間の経過によって非公開の理由がなくなった場合は公開すべき。また情報の一部が非公開事項に当たるときは、その他の部分は公開すべき。また個人のプライバシー情報について、本人が請求したときは公開するのが当然である。

6、非公開決定に対し救済制度を確立

救済制度を、第三者的審査機関にするか、オンブズマン的制度にするかは、有効性などさらによく比較検討を。

いずれの場合も委員の人選が大切。市の利益代表にならないよう厳格な規定が必要である。

7、公共施設などの計画公表を義務に

可能なものは、条例による請求手続きによらなくとも、積極的に情報提供を行うべき。

また、公共施設の建設などの場合、条例で一定の基準を定めて、計画の公表を義務化できないか。

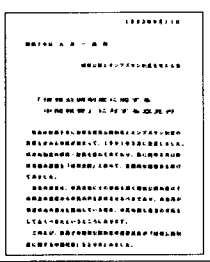

紙面開放フリースペース

チェルノブイリと核の大地

広河隆一 写真展

11月3日(火)～9日(月)
柏そごう8階連絡通路
＜無料＞

◎賛同者を募集しています。
＜連絡先＞　ゴミとエネルギーを考える住民の会　川俣忠紀　☎84－5711

手賀沼メッセージ

オペラ手賀沼讃歌

♥10/17(土)PM5～　♥10/18(日)PM2～
♥柏市民文化会館（大ホール）
環境シンポジウム－手賀沼から世界へ－
♥10/11(日)AM10:30～
♥柏高島屋ステーションモールS館8Fスペーシアム
♥基調講演　中西準子さん
問 手賀沼メッセージ実行委員会663-8672

子どもの権利条約
日本政府、ようやく批准へ

三年前の一一月、国連は、参加一五九カ国全ての賛成により、「子どもの権利条約」を可決しました。人権思想を広げ深める画期的な内容のこの条約は、批准国に法的な拘束力を持つものです。画一的な集団主義教育で世界に知られるわが国も、今秋の臨時国会でようやく批准することになります。以下に内容の一部を紹介しましょう。

五四条からなる子どもの権利条約の内容は多岐に渉る幅広いものですが、その中から日本の現状との関係で注目すべき条項をあげます。なお、この条約で「子ども（child）とは、一八才未満のすべての者」を言います。

まず第二条で、締約国は、親の地位・活動・信条等によるあらゆる差別から子どもを保護することが義務付けられています。したがって、日本の国内法の非摘出子や外国籍の者への差別規定は、条約違反となります。

続いて第三条では、子どもに関するすべての活動においては、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される、と規定され、国に対して様々な義務が課せられています。

一二条から一七条までは、子どもの自由権の大胆なまでの保証です。

一二条＝自由に自己の見解を表現する権利を保証する。その際、子どもの見解が年齢・成熟にしたがい正当に重視される。

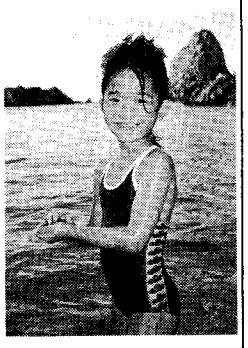

一三条＝表現の自由への権利を有する。それは、あらゆる種類の情報及び思想を求め受け、伝える自由を含む。

一四条＝思想、良心、宗教の自由への権利を尊重する。

一五条＝結社、平和的な集会へ自由の権利を認める。

一六条＝プライバシー・通信・名誉への干渉または攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

一七条＝マスメディアへのアクセス権の確保。

これらの権利は、他者の権利または公衆の健康・道徳を害しない限り制限することはできない、とされています。

以上の条項は、親や教師の価値観を子どもに「教え込む」（躾る）ことを当然と考える人には、目の玉が飛び出るほどの驚きでしょう。

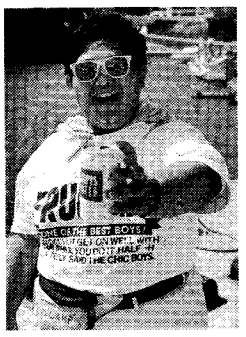

しかし、戦前の日本には女性に参政権はありませんでした。人権の思想は次第に広がってきたのです。子どもは「未熟な大人」なのではなく、それぞれの年代にはそれ独自の価値・よさが存在する。こういう思想が、この条約を背後から支えています。したがって、「子どもは躾るもの」という従来の常識は通用しません。求められるのは「**対話**」なのです。子どもの自己納得をつくるために、心の内側から一緒に考えることが、大人の側に要求されています。従来の教育観の根本的な転換が求められているのです。

政府の対応

ところが、政府は、条約の持つこうした思想的な文脈について理解しようとする構えがないために、批准にあたって国内法等の整備は必要ないとしています。

周知の通り、世界的に悪名高き「校則」、内申書の本人への非開示、髪型・服装・持ち物検査、政治活動の禁止や日の丸・君が代を強制する文部省通達など、わが国は数々の問題点を抱えています。これらを一つひとつ改善してゆかなければ、この国際条約を踏みにじる結果となることは火を見るより明らかです。現状のままの「校則」を遵守すれば、条約への挑戦となってしまうという皮肉な事実を政府や文部省はどう考えているのでしょうか。

岡発戸・市民の森近く

シリーズ
我孫子の街・物・自然

本紙の写真は、すべて武田康弘さん撮影

パネルディスカッション

<生きる喜び>部分・ピカソ

10月17日(土)
PM1:30〜5:00

我孫子市民会館第2・3会議室
（資料代500円）
主催：我孫子哲学研究会
☎82−7853（武田）

〝ふつう〟の復権

本来、「学問・芸術」は「生活世界」の一部です。前者は後者に含まれるわけです。したがって、人間の生き方や社会の問題について考えるときは、〈専門的な知〉ではなく、〈ふつうの知〉にこそ意味があるのだと言えます。この「ふつう」ということの価値を明晰に自覚すると、人間の生は大きく変わる、私たちはそう考えています。以下は、『ふつうの復権』の背後にある考え方です。

古く明治の末、八十年ほど前に、夏目漱石は、「職業の専門分化が進めば進むほど人間は編する」「現代文明は、完全な人間を日に日に不完全者に打ち崩しつつ進む」「博士というものは、最も奇形な発達を遂げた者である」と、繰り返し力説しました。

規格品の大量生産を最も得意とするわが国は、漱石の言う歪んだ文明への道を一直線に邁進してきたようです。

この国をリードする学者や官僚は、幼いころよりペーパーテストの解法を様式化して覚える条件反射の訓練をつみ重ねた〈紋切型の知〉の所有者＝受験エリートにすぎません。これでは、生きた現実問題の解決などできるはずがありません。

しかし、私たちの多くは、この歪んだ学校秀才の持つ〈専門知〉に霊験あらたかな力を感じ、学者の権威に呪縛されているようです。しかも困ったことに、つい最近まで反権力の支柱となっていたマルクス主義の側では、これに輪をかけてより純粋に〈知〉による抑圧を行ってきました。

わが国の伝統的な様式主義的思考法（形の文化）とマルクス主義の唯物論は、共にはじめに「客観的正しさ」（こうあるべきだ）を置き、物事や人間のあり方に最適な規格や様式があると妄想しています。対立する左右両派は、その実、思考の深層においては全く同じ土俵にあるわけです。

「思い」が一切の出発点

人間が物（ロボット）でない限り、一人ひとりの心が抱く「思い」（関心・欲望）が一切の出発点になることは、原理上くつがえすことのできない事実です。

したがって、外側にある価値基準に自分が（または他人が）どれだけ合致しているかを見ようとするのは、逆立ちした発想でしかないのです。

本当の課題は、自分の「思い」（関心・欲望）をよく知り、それを吟味することです。「思い」の浮かぶ意識の水面の下を見つめることです。

この人間の関心・欲望・目的の共同性が、結果として客観とか正しさの〈像〉を作っているのであり、「正しさ」それ自体はどこにも存在しません。ここに「対話」＝「民主主義」が要請されるゆえんがあります。真理は、私たち一人ひとりの主観の相互性が作るのであり、予め決まっているものではないからです。

〔文・武田　康弘〕

パネラーからひと言

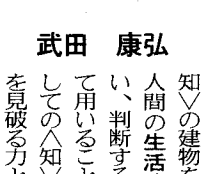

武田　康弘
私塾主宰・40才

「教育の絶対の出発点は、子どもの〈思い〉を肯定すること。大人の理想への誘導は、魂の芯を破壊してしまう。外的な価値に囚われた情緒音痴の無表情をつくる。日本人が世界中で嫌われる深因は、一人ひとりから立ち昇る〈魅力〉のないことだ。」

竹田　青嗣
明治学院大学教授・45才

「現代における思想の最大の課題は、社会的な権力の源泉となった〈知〉によく対抗しうる武器としてこれを鍛え直すことだと思う。精緻な世界像を作る道具としてではなく、「社会」という巨大な〈知〉の建物を解読し、それを人間の生活する場所から疑い、判断するための技術として用いること。つまり権力としての〈知〉という裸の王様を見破る力として思想をあつかうことだ。」

佐野　力
日本オラクル社長・51才

「飼い慣らされた反省猿、商業主義の為に作られた美女、会社のためなら家族も顧みない社畜という名のサラリーマン、では哀しい。自由と活力と尊厳をもった〈野生〉的な個性を磨くことが最も美しい生き方ではないか。」

福島　浩彦
我孫子市議会議員・36才

「議員に政治をまかせている限り、市民のための政治は実現しない。ふつうの市民が身近な問題から、直接政治に参加していくことがカギだ。議員の役割は、市民の側に立った政策作りの専門家として、それを援助することだ。」

資料をお送りします

①『子どもの人権ってなあに』（東京弁護士会）②子どもの人権条約全文③『我孫子丸刈り狂騒曲』（岩波「世界」所載）。切手五百円分同封の上、我孫子市若松174−2 ☎85−1806我孫子児童教育研究会・石曽根四方枝まで。

学校給食
弁当との自由選択に

埼玉県庄和町で学校給食廃止が提案されたことをきっかけに、改めて給食をめぐる論議が活発になっています。学校給食を問い直すいい機会ですが、廃止か実施かの二者択一ではなく、弁当と自由選択の給食を提案したいと思います。

廃止意見は「子どもの食事は家庭の責任」という〝愛情弁当論〟が中心のようです。

食生活において家庭が重要なのは言うまでもありませんが、学校給食は年間180日程で、食事全体の6分の1に過ぎません。

その6分の1が給食になったからと言って、「親子のコミュニケーションが無くなる」「母親(?)の責任放棄」というのは、一面的なイデオロギーによる批判で、的はずれでしょう。女性の社会参加が進む中、給食は必要な社会保障だと言えます。

同時に、食事は本来自由で個人的なものです。個人の人権にかかわるもので、画一的な食事の強制は好ましくありません。「**〝愛情弁当〟の強制も、画一的給食の押しつけもおかしい**」というのが結論です。

来年から一校めがスタートする我孫子市の中学校給食では、弁当と給食の自由選択と、給食におけるパンとごはんの主食メニューの選択が取り入れられる予定です。「直営・自校・選択」の原則を、定着させたいと考えます。（松戸市はすでに90年から選択制が始まっている）。

生徒にとっても、食事内容を選択したり、量を工夫するなど、自ら考えて行動を決定する経験は大切。安全性の確かな食品を、自分の身体に応じて食べることのできる、自立した市民になって欲しいと思います。（福島　浩彦）

スポーツと遊び

近ごろ遊びが減ってスポーツばかり。スポーツのルールは厳格。練習に耐えて勝つ事が目的。けれど元々スポーツは遊びの一部門。遊びは、走ること跳ぶことそれ自体が目的。**面白さが絶対の価値**。ルールは面白さに奉仕すべきもの。遊びの全身燃焼性と臨機応変さが、子供に**生きる喜びと現実対応の能力**をもたらす。

おねがい

編集や討論に参加していただける方はご連絡を。また発行はすべて個人の資金です。心ある方のカンパを頂ければ幸いです。**福島浩彦さんを応援する市民一同**
連絡先**☎87−2454　大友恵子まで。**

「緑と市民自治」は市民の皆さんに開かれた新聞です。